

川崎市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

川崎市人事委員会

委員長 加藤 浩輝

川崎市人事委員会規則第10号

川崎市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の単身赴任手当に関する規則（平成3年川崎市人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が」に改める。

第3条中「ただし書」の次に「並びに第3項」を加える。

第5条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項第7号中「第2号から前号までの規定中」を「前各号中」に、「給料表の適用外であった者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に改め、「これに伴い」との次に「、「第2条」とあるのを「前項」と」を加え、同号を同項第6号とし、同項中第8号を第7号とし、同項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第7条の3第3項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第2条に規定するやむを得ない事情とする。

第10条第2項第2号中「昭和46年」の次に「川崎市」を加え、同項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第12条の2第3項（同条例第12条の3第3項、第12条の4第3項及び第12条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定により給与を減額された場合

(4) 川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号）第24条の規定により給与を減額された場合

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の川崎市職員の単身赴任手当に関する規則第5条第2項第6号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。